

2021年4月12日

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる活動方針に基づく対応について（通達）

危機対策本部長（学長）瀧口義浩

新年度を迎え新入生が入学いたしましたので、再度本学の新型コロナウイルス感染症拡大防止及び感染予防のための対応と行動の徹底について通知いたします。

本学の活動方針・対応につきましては、**昨年11月18日付通達からの変更はありません**。一方で、感染力が強いとされる変異株の広がりが懸念され、各地でまん延防止等重点措置が適用されている現状においては、より一層の慎重な行動をお願いします。

教育・研究活動や企業活動の実施についても以下の通り運用に変更はありませんが、**必ず申請・承認を行った上で実施**するよう、改めてご留意ください。

また、基本となる「三密回避」「マスク着用」「手洗いと消毒」「換気」「健康観察」を徹底するとともに、「県をまたぐ移動や飲食店・多人数での会食」「濃厚接触とされるような長時間に及ぶ会議・面談」は引き続き極力避けてください。教室や共有スペース等の使用後の消毒についても引き続き実施をお願いします。

今後も最新の情報を確認していただき、皆様や周りの方への感染防止と安全な学校運営のためにご協力をお願いいたします。

記

I 学生教育(授業、研究指導)

対面と Web の併用とする。感染予防対策と学業の利便性の双方の観点に立って、状況に応じた最適な方法を選択するものとする。

II 教員・研究活動

引き続き3密を避けた形での通常の勤務体制を継続する。ただし、静岡県感染対策本部の発出する警戒レベルのうち「回避」「特に慎重に行動」又は「慎重に行動」とされている地域から、或いはその地域をまたいで本学へ通勤する教員については、在宅勤務も併用するものとする。

なお、客員教員、非常勤講師、招聘講師については、**事前に「来客者等構内立入許可申請書」及び「感染防止チェックリスト（来客者様）」を提出し、学長の承認を得るものとする。**

III 事務職員

教員と同様とし、3密を避けた形での通常の勤務体制を継続する。

IV 会議・講演会

感染予防対策を十分行った上で、3密を避けた形で必要最低限の時間及び人数で開催する。メール会議、オンライン会議も有効活用する。

V 学生の入構

学内での遵守事項と「新しい生活様式」に従い感染予防を講じた対応をすること。Web 講義やメールも活用する。また「健康観察表」による日々の健康観察、及び新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の使用を推奨する。

県外から登校する学生については、前日までに「新型コロナウイルス感染防止チェックリスト(県外学生用)」を担当教員を通して学長へ提出すること。

VI 来客・外出・出張（県外・県内）

- ① オンライン会議やメール等で対応する。やむを得ない場合は、申請・承認を得た上で、感染予防対策を十分行い、3密を避け必要最低限の時間及び人数で実施するものとする。
- ② 外出・出張の場合は事前に「出張外出申請書」を分野責任者・学長に提出し、承認を得ることとする。
- ③ 来客申請の場合は、**事前に必ず「来客者等構内立入許可申請書」の提出及び「新型コロナウイルス感染防止チェックリスト(来学者用)」を記入してもらい、学長の承認を得ることとする。**
記入日以降来学当日までに、チェックした項目に変更がある場合は申し出ていただくこと。
- ④ 承認を得た場合でも「新しい生活様式」に従った行動・対応とし、必要最小限の人数で短時間に限るものとする。

VII 期 間

本通知日より当面の間とする。

VIII 備 考

上記通達に関わらず、今後も引続き政府や地方自治体等の「新型コロナウイルス感染症」に係る対応及び感染状況等により、学生・教職員にさらなる通達を発出することがあり得る。

<添付>

・【静岡県】2021年4月9日（金）現在の警戒レベル.pdf

<申請書等保存先>

<http://www.gpi.local/dist/> 「コロナ関連」申請書を使用してください。

以上